平成２３年（フ）第４６５号
神奈川県座間市東原３丁目４番43号　スカイピアさがみ野ⅡＣ―104号
債務者　宗廣　　学
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６８号
相模原市南区南台３丁目13番１―206号
債務者　吉澤　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６９号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番８号　コーポラス宮下205
債務者　土江　有里（旧姓橋本・郡司・三井）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７４号
相模原市中央区千代田２丁目11番10号　タイキエン203
債務者　中川　博道
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８１号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番４号　シティーフェイスパートⅡ―204号
債務者　河合　　智
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８８号
相模原市中央区下九沢757番地　県公社団地25―2544
債務者　林　　和男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７０号
新潟県三条市東裏館２丁目22番30号
債務者　高橋　　洋
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県燕市新栄町147番地　コンフォートＡ101号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７６号
新潟県三条市下保内278番地１
債務者　齊藤　　泉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７７号
新潟県三条市下保内278番地１
債務者　齊藤カツエ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３７３号
愛知県一宮市多加木４丁目10番１号　アメニティ多加木Ｂ棟102号
債務者　岩田建築こと　岩田　義孝
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９４号
北海道岩見沢市かえで町６丁目３番３―404号　市営住宅３号棟404号室
債務者　高橋　渉子（旧姓新山）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２３号
北海道檜山郡江差町字朝日町21番地
債務者　菅野　拓也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第２１１１号
愛知県大府市東新町６丁目456番地　グリーンヒル東新Ｆ棟101号
債務者　酒井　佳苗
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７１号
名古屋市昭和区広路町字石坂80番地の１　石坂ハイツ201号
債務者　荒金　美幸（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８３号
名古屋市昭和区前山町１丁目19番地　つばめ自動車前山アパートＡ棟508号
債務者　山内明日香（旧姓川浦）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８４号
名古屋市名東区藤見が丘36番地　コーポ名東405号
債務者　上野　太郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部